

第190号議案

平成 25 年 度

新 城 市 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計

補 正 予 算 (第 2 号)

平成25年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度新城市の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,529,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 繰入金		318,760	1,362	320,122
	1 他会計繰入金	307,693	△484	307,209
	2 基金繰入金	11,067	1,846	12,913
7 繰越金		2,882	1,181	4,063
	1 繰越金	2,882	1,181	4,063
8 諸収入		53,391	2,148	55,539
	2 雑入	53,390	2,148	55,538
9 市債		471,600	4,400	476,000
	1 市債	471,600	4,400	476,000
歳入	合計	1,520,715	9,091	1,529,806

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		261,482	8,431	269,913
	1 総務管理費	261,482	8,431	269,913
2 新設事業費		880,550	660	881,210
	1 拡張事業費	880,550	660	881,210
歳出	合計	1,520,715	9,091	1,529,806

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	千円 471,600	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
計	471,600			

補正後				備考
限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
千円 476,000	同左	同左	同左	
476,000				

簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	千円 318,760	千円 1,362	千円 320,122
7 繰越金	2,882	1,181	4,063
8 諸収入	53,391	2,148	55,539
9 市債	471,600	4,400	476,000
歳入合計	1,520,715	9,091	1,529,806

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 261,482	千円 8,431	千円 269,913
2 新設事業費	880,550	660	881,210
歳出合計	1,520,715	9,091	1,529,806

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国・県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円 1,846	千円 6,585
	4,400		△3,740
	4,400	1,846	2,845

2 歳 入

(6款) 繰入金

1項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	千円 307,693	千円 △484	千円 307,209
計	307,693	△484	307,209

2項 基金繰入金

1 基金繰入金	11,067	1,846	12,913
計	11,067	1,846	12,913

(7款) 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	2,882	1,181	4,063
計	2,882	1,181	4,063

(8款) 諸収入

2項 雑入

1 雑入	53,390	2,148	55,538
計	53,390	2,148	55,538

(9款) 市債

1項 市債

1 簡易水道事業債	471,600	4,400	476,000
計	471,600	4,400	476,000

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 △484	一般会計繰入金 千円

1 簡易水道事業基金繰入金	1,846	簡易水道事業基金繰入金
---------------	-------	-------------

1 前年度繰越金	1,181	前年度繰越金
----------	-------	--------

1 雑入	2,148	消費税過納付還付金
------	-------	-----------

1 簡易水道事業債	4,400	中央簡易水道統合事業債
-----------	-------	-------------

3 歳 出

(1 款) 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県 支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 33,358	千円 △965	千円 32,393	千円	千円	千円	千円 △965
2 施設管理費	228,124	9,396	237,520			1,846	7,550
計	261,482	8,431	269,913			1,846	6,585

(2 款) 新設事業費

1 項 拡張事業費

1 拡張整備事業費	880,550	660	881,210		4,400		△3,740
計	880,550	660	881,210		4,400		△3,740

節		説明	金額
区分	金額		
3 職員手当等	千円 △736	1 人件費	千円 △965
4 共済費	△229	(1) 職員分	△965
11 需用費	231	1 鳳来簡易水道施設管理事業	8,780
13 委託料	△568	(1) 鳳来簡易水道施設管理事業	8,780
15 工事請負費	10,733	設備点検委託料	
18 備品購入費	△1,000	施設改修工事	
		2 作手簡易水道施設管理事業	616
		(1) 作手簡易水道施設管理事業	616
		施設改修工事	
		——〔需用費の内訳〕——	
		修繕料	231

2 給料	△1,397	1 人件費	△3,754
3 職員手当等	△1,655	(1) 職員分	△3,754
4 共済費	△702	2 中央簡易水道統合事業	4,414
15 工事請負費	4,414	(1) 中央簡易水道統合事業	4,414
		中央簡易水道統合事業工事	

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 9		30,938	16,244	47,182	9,545	56,727	
補 正 前	() 9		32,335	18,635	50,970	10,476	61,446	
比 較	() 0		△ 1,397	△ 2,391	△ 3,788	△ 931	△ 4,719	

*()は、短時間勤務職員の数を外書きしたもの。

職 員 手 当	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	454	1,075	458	550	8	2,255
	補 正 前	1,102	919	579	496	859	2,759
	比 較	△ 648	156	△ 121	54	△ 851	△ 504
当 等 の	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	7,058	3,605				
	補 正 前	7,490	3,890				
	比 較	△ 432	△ 285				
内 訳	区 分	子 ども 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	計 (千円)
	補 正 後					781	16,244
	補 正 前					541	18,635
	比 較					240	△ 2,391

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 1,397	その他の増減分	△ 1,397	職員の異動等に伴う増減分	
職員手当等	△ 2,391	その他の増減分	△ 2,391	職員の異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職	
平成25年10月1日 現在	平均給料月額(円)	285,233	
	平均給与月額(円)	397,699	
	平均年齢(歳)	37.75	
平成24年10月1日 現在	平均給料月額(円)	292,929	
	平均給与月額(円)	362,587	
	平均年齢(歳)	39.16	

* 短時間勤務職員を除く。

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度
		一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	140,100	140,100
短 大 卒	152,800	152,800
大 学 卒	172,200	172,200

ウ 級別職員数

区 分	級	行 政 職 給 料 表 (一)	
		一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
平成 25 年 10 月 1 日 現 在	7 級	()	()
	6 級	()	()
	5 級	() 1	() 11.1
	4 級	() 1	() 11.1
	3 級	() 3	() 33.3
	2 級	() 2	() 22.2
	1 級	() 2	() 22.2
	計	() 9	() 100.0
平成 24 年 10 月 1 日 現 在	7 級	()	()
	6 級	() 1	() 11.1
	5 級	() 1	() 11.1
	4 級	() 1	() 11.1
	3 級	() 2	() 22.2
	2 級	() 2	() 22.2
	1 級	() 2	() 22.2
	計	() 9	() 100.0

* ()は、短時間勤務職員の数及び構成比を外書きしたもの。

* 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入してあるので、その合計が100%にならない場合がある。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	行 政 職 給 料 表 (一)
7 級	部長、理事の職務
6 級	副部長、総合支所長、会計管理者、自治振興事務所長、課長、副総合支所長、室長、所長、参事、事務長の職務
5 級	副課長、副室長、副所長、副参事、副事務長、指導保育士、指導教諭、園長の職務
4 級	係長、主査、主査保育士、主査教諭の職務
3 級	主任、主任保育士、主任教諭の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	定型的な業務を行う職務

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等 による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補正後	(0.975) 1.900	(1.125) 2.050	(2.100) 3.950	有	
補正前	(0.975) 1.900	(1.125) 2.050	(2.100) 3.950	有	
国の制度	(0.975) 1.900	(1.125) 2.050	(2.100) 3.950	有	

* () は、再任用職員の支給率。

オ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
給料総額に対する比率 (%)	0.03
支給対象職員の比率 (%) (平成25年10月1日現在)	0.00
代表的な特殊勤務手当の名称	施設維持対応手当

カ その他の手当

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異 なる	【国】家賃額12千円以下： 0円 " 12～23千円： 家賃額-12千円 " 23～55千円： (家賃額-23千円)/2+11千円 " 55千円超： 27千円 【本市】家賃額27千円以下： 0円 " 27～81千円： (家賃額-27千円)/2 " 81千円超： 27千円
通勤手当	同 じ	
地域手当	同 じ	